

# 法令の名前、出した人物、出された時代、その目的を書きましょう

- 一に曰く、和を以って貴しとなし、さからうこと無きをむねとせよ。
- 二に曰く、あつく三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧なり……
- 三に曰く、詔を承けては必ず謹しめ。

- 一、諸国の守護の職務は、京都の御所の警備と謀反や殺人などの犯罪人の取りしまりに限る
- 一、武士が20年の間、実際にその土地を支配しているならばその権利を認める

- 領地の質入れや売買は御家人の生活が苦しくなるので今後は禁止する。
- 御家人から買った土地は返さなければならない

- 武田信玄 甲州法度) けんかをしたものはいかなる理由でも処罰する
- 許可なく他国へおくりものをや手紙をおくってはいけない

- 一、城を修理する場合必ず幕府に申し出ること。また新たに城をつくってはいけない
- 一、幕府に許可なく結婚してはならない

- 一、人を殺し盗んだもの ひきまわしのうえ獄門
- 一、追いはぎをしたもの 獄門